

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月10日(木) 午前9時00分から9時22分

2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員(9名)

会 長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委 員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(1名) 7番 工藤 浩司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について

議案第6号 田舎館村行政手続に係る押印の見直しに伴う関係例規の整備に関する規則案

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより、2月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の中山静子委員と5番の鈴木穰委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第3号、所有権移転の整理番号3、賃貸借権設定の整理番号2について説明】

3ページの所有権移転の整理番号3については、大曲地区中心部から北西約380mと680mに位置する農地であります。

親から子へ贈与するものでありますが、この農地は苗代群の中にある農地で、他の隣接する農地も取得し、集約を図るものであります。

4ページの賃貸借権設定の整理番号2については、役場から南西約1kmに位置する農地であります。(長谷川鉄工の裏側)

これまで、賃貸人自ら耕作していましたが、兼業農家としての経営が困難となったことから、近い場所を耕作する賃借人が借受けることとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

※農地法第3条第2項各号に該当する場合は、許可をすることができない。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第3号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第3号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が4件です。

【議案第4号、所有権移転の整理番号3～7、賃貸借権設定の整理番号11～14について説明】

6ページの所有権移転の整理番号3については、土矢倉地区から西南西約530mに位置する農地であります。

これまでも、譲受人が耕作してきた場所であります。

今後も譲渡人自ら耕作する意思が無いため、売買するものであります。

整理番号4については、大根子地区から東側約410mに位置する農地であります。

賃貸借権設定の期間満了を機に、今後も譲渡人自ら耕作することが出来ないため、双方で協議し、売買することとなったものであります。

6ページの整理番号5から7ページの整理番号7については、大曲地区中心部から北西約380mに位置する農地であります。

苗代群の中にある農地で、譲受人が所有する農地と一体的に利用するため、集約するものであります。

8ページの賃貸借権設定の整理番号11については、境森地区から南西約480mに位置する農地であります。

これまで、別の人に貸していましたが、賃貸人の希望により、賃借人が耕作することとなったものであります。

9ページの整理番号12については、枝川地区から西側約670mと枝川地区に隣接する農地であります。

これまで、賃貸人自ら、農業経営を行っていましたが、水稻に係る経営が困難となったことから、中間管理事業を通して、賃貸借権設定するものであります。

10ページの整理番号13と14については、田舎館地区から南西約510mと同じく田舎館地区から南側約630m～690mに位置する農地であります。

これまで、賃貸人自ら、農業経営を行ってきましたが、自らの農業経営が厳しくなってきたことから、中間管理事業を通して農地を貸すこととしたものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第4号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (3番 山本久行委員)
所有権移転の整理番号5と6、7の10a当りの単価が違うのは、どうしてか。

事務局 (佐藤)
譲渡人、譲受人が協議し、決定したものであります。

会 長 他にございませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第4号は議案のとおり決定することとします。

(白戸卓郎委員 ここから出席 9:14)

次に、議案第5号、田舎館村農作業臨時雇用標準賃金についてを議題といたします。

令和4年農作業臨時雇用標準賃金を別紙のとおり策定したので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第5号について、説明いたします。

青森県の最低賃金が時給793円から822円に改正されたことから、1日の労働時間を8時間とし、1日当たりを計算した結果、1日当たりの農作業賃金が6,400円から6,600円に引き上げられることとなりました。

。

その他の賃金については、令和3年からの変更はありません。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第5号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第5号は、議案のとおり決定いたします。
なお、決定した賃金については、農地の賃借料情報も含め、村の広報、ホームページへ掲載し、農事連絡員を通して、賃金表の配布を行いたいと思います。

次に、議案第6号、田舎館村行政手続に係る押印の見直しに伴う関係例規の整備に関する規則案を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第6号について、説明いたします。

令和3年4月1日に策定された、「行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し方針」に係る農業委員会所管事務について、押印を廃止又は押印を求めない手続きとして良いかお諮りいたします。

【議案第6号を読み上げる】

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第6号について、意見、質問等ありますか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案のとおり決定することといたします。
なお、今後も見直しが必要となった場合や国、県における、農地行政に係る事務や事業の押印の見直しが行われる場合、随時、対応していきますので、よろしくお願います。

(認定農業者申請書や農業委員会交付金等の提出書類は、一部、既に押印廃止となっているものもある。)

次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。事務局より説明願います。

事務局 報告第3号について説明いたします。

【報告第3号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第3号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年2月10日

田舎館村農業員会

会長

福士真規 (福士)

議事録署名者

委員

中山静子 (中山)

委員

鈴木 綾 (鈴木)